

深川市農業委員会総会議事録

(第 6 回)

令和6年9月30日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 1 5 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議 席	氏 名	出席委員	欠席委員
1	五 十 嵐 剛	○	
2	清 水 正 勝	○	
3	山 崎 和 徹	○	
4	富 川 裕 一	○	
5	廣 田 和 也	○	
6	近 藤 洋 介	○	
7	青 木 実	○	
8	大 森 毅 英	○	
9	吉 川 永 充	○	
1 0	木 根 和 美	○	
1 1	増 田 貴 志	○	
1 2	光 富 靖 展	○	
1 3	大 谷 内 清	○	
1 4	荒 井 優	○	
1 5	板 垣 昭 仁		○
1 6	菊 入 等	○	
1 7	尾 崎 成 宣	○	
1 8	馬 木 逸 男	○	
1 9	水 野 静 也	○	
2 0	山 川 功	○	
2 1	高 橋 淳 一	○	
2 2	栗 野 良 寛	○	
2 3	佐 々 木 弘 昭	○	
2 4	塩 尻 総 徳	○	
2 5	下 坂 多 伊 子	○	
2 6	中 川 幸 生	○	
2 7	宮 武 努	○	

第6回深川市農業委員会総会議事録

1 開催日時	令和6年9月30日（月）10時00分
2 開催場所	市役所大会議室
3 出席委員	五十嵐 剛委員 外25名
4 説明員	宮谷局長・黒田主幹・藤野係長・袴田主査・成田主事補
5 書記	袴田主査
宮谷局長	開会宣言（10時00分） 只今から、令和6年度 第6回深川市農業委員会総会を開催いたします。 本日の総会におきまして板垣委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。 会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。
菊入会長	おはようございます。私も稲刈りが終わりました、本日の総会が終わりましたら大豆の収穫を始めたいと思います。メム方面は稲刈りも終盤となっております、地区によってはまだまだ残っている所があると思います。さて、立憲民主党の代表が野田さんになりましたし、自由民主党は石破さんということですが、昨日急に解散総選挙の話も出ていますので、今後どうなるか心配ではありますが、せっかく基本法が改正になって、これから基本計画という段階で、農林水産大臣も代わるようですし、先生方も選挙ということで計画が遅れるのは、嫌だなという風に思っています。今年のお米の問題を含めた中で、価格についてはしっかり論議していただかないと思っておりますし、石破さんに代わったことでこういった展開になるか注視したいと思っておりますが、選挙が全て終わってからという事になりますので少し残念だなと思っております。11月の末に、全国農業委員会会長代表者集会、国会議員への要請もありますので、しっかり伝えていきたいと思っております。さて、年末から再設定の仕事が始まりますし、収穫作業が終われば農地の移動、その他で色々手続きがあると思います。3月いっぱいまでは現状の基盤強化法の手続きになりますが、4月以降になりますと、新しい法律の下で動かなければなりませんので、書類等も変わってくると思いますのでよろしくお願いいたします。また、地域計画については、深川市は少し遅れていると指摘されましたので、これから我々も関わらなければいけないので、期限に間に合うようにしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
菊入会長	それでは令和6年度第6回総会を始めたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。
菊入会長	日程第1、議事録署名委員を指名します。 3番山崎委員、4番富川委員を指名します。
菊入会長	次に、日程第2、諸般報告（1）農業行政報告はございませんので（2）農業委員会業務報告を局長より報告願います。
宮谷局長	8月30日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長	次に、日程第3、報告に入ります。 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
成田主事補	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。 今月は5件で、番号1番が賃貸借に係るあっせん申し出、番号2番から4番は売買に係るあっせん申し出、番号5番は、売買と賃貸借に係るあっせん申し出です。 申出年月日と指名年月日は、番号1番が令和6年9月2日、番号2番以降が、令和6年9月17日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第1号を承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
成田主事補	農業者年金基金法 施行規則 第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件で、新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第2号を承認します。
菊入会長	次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
袴田主査	記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は3件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2—(1)一クの「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「田」として交付しております。番号2番は、農業委員会内規2—(1)一アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、会長専決により「宅地」として交付しております。番号3番は、農業委員会内規2—(1)一ウの「現況地目が原野、雑種地であっても、農地の集団性に影響を与えないものである場合や将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上も特に支障がないと認められる場合で当該土地面積が極小である場合。」に基づき、会長専決により「山林」として交付しております。 説明は以上です。

菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、報告第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、日程第4、議案に入ります。 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、 を議題とします。事務局より説明願います。
成田主事補	記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立 していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は3件で、すべて、貸 主が貸付地を北海道農業公社に売り渡す前提での解約です。合意解約日と土地の引き 渡し時期については、いずれも令和6年9月17日です。 解約する土地の所在等その 他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第2号 買入協議の要請について、を議題とします。事務局より説明願 います。
袴田主査	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定により、 なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第1項の申出 に係るもののうち、同法第16条の規定による買入協議が必要と認められたものにつ き、深川市長に要請するため審議をお願いします。 今月は6件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速や かな買入が不可能なためです。この6件につきましては、来月の農業委員会総会におき まして北海道農業公社が買い入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あ っせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第3号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務 局より説明願います。

成田主事補	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は9件で、番号1番から番号4番が売買の案件、番号5番以降が賃貸借の案件です。番号1番は、出し手が老齢により経営縮小をするため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号2番から4番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、資金対応はいずれもJA資金です。番号5番以降は賃貸借の案件です。番号5番は、出し手の残地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は3年間です。番号6番は、出し手が老齢により経営移譲をするため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号7番以降は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間は5年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第4号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
袴田主査	記載の方より現況証明書の交付願いがありましたので、適否について審議をお願いいたします。土地の所在・公簿地目等は記載のとおりです。 今月は3件で、証明を必要とする理由は地目変更のためです。9月18日に下坂委員・水野委員・山崎委員の3名で現地調査をしております。 番号1番および番号2番は、年月日不詳より雑種地となって現在に至っており、「申出のとおり非農地」で地目は「雑種地」との意見を頂いております。番号3番は、年月日不詳より山林となって現在に至っており、「申出のとおり非農地」で地目は「山林」との意見を頂いております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。
菊入会長	以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。 (総会終了 10時15分)